

大阪市規則第127号

大阪市東淀川区役所出張所事務分掌規則及び大阪市東住吉区役所出張所事務分掌規則
の一部を改正する規則

(大阪市東淀川区役所出張所事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 大阪市東淀川区役所出張所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第164号）の一部を次のよう
に改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる
規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(事務分掌) 第 2 条 出張所の事務分掌は、次のとおりと する。 [(1)～(13) 略] (14) 国民健康保険に関する届書、申請書等 の受付及び照合並びに <u>国民健康保険資格 確認書</u> の交付に関すること [(15)・(16) 略] (17) 後期高齢者医療に関する届書、申請書 等の受付及び <u>後期高齢者医療資格確認書</u> の交付に関すること [(18)～(25) 略]	(事務分掌) 第 2 条 [同左] [(1)～(13) 同左] (14) 国民健康保険に関する届書、申請書等 の受付及び照合並びに <u>国民健康保険被保 険者証</u> の交付に関すること [(15)・(16) 同左] (17) 後期高齢者医療に関する届書、申請書 等の受付及び <u>後期高齢者医療被保険者証</u> の交付に関すること [(18)～(25) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(大阪市東住吉区役所出張所事務分掌規則の一部改正)

第 2 条 大阪市東住吉区役所出張所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第165号）の一部を次のよう
に改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる
規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

(事務分掌) 第2条 出張所の事務分掌は、次のとおりとする。 [(1)～(13) 略] (14) 国民健康保険に関する届書、申請書等の受付及び照合並びに<u>国民健康保険資格確認書</u>の交付に関する事 [(15)・(16) 略] (17) 後期高齢者医療に関する届書、申請書等の受付及び<u>後期高齢者医療資格確認書</u>の交付に関する事 [(18)～(23) 略]	(事務分掌) 第2条 [同左] [(1)～(13) 同左] (14) 国民健康保険に関する届書、申請書等の受付及び照合並びに<u>国民健康保険被保険者証</u>の交付に関する事 [(15)・(16) 同左] (17) 後期高齢者医療に関する届書、申請書等の受付及び<u>後期高齢者医療被保険者証</u>の交付に関する事 [(18)～(23) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(令和6年11月29日揭示済)